第三項の表市町村の項第三号	軽自動車税	改正前地方税法に規定する軽自動車税
	地方税法	改正前地方税法
第三項の表市町村の項第三号の二	改正後地方税法に規定する軽自動車税の改正後地方税法第四百四十二条第一号に規定する	軽自動車税の
	改正後地方税法第四百四十二条第五号	地方税法第四百四十二条第五号

附則第三十八条の見出しを削り、同条第一項中「新地方交付税法」を「三十二年新地方交付税法」に、「平成二十九年度分」を「平成三十二年度分」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に、「前条」を「附則第三十七条の二」に、「旧地方交付税法」を「三十二年旧地方交付税法」に改め、同条第二項中「新地方交付税法」を「三十二年新地方交付税法」に、「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「平成二十六年度分、平成二十七年度分及び平成二十八年度分」を「平成二十九年度分、平成三十年度分及び平成三十一年度分」に、「旧地方交付税法」を「三十二年旧地方交付税法」に改め、同条第三項中「平成二十九年度分」を「平成三十二年度分」に、「新地方交付税法」を「三十二年新地方交付税法」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　平成三十三年度分の地方交付税に係る三十二年新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	同法第七十二条の七十六	地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第六条第四項の規定により読み替えられた地方税法第七十二条の七十六
第三項の表市町村の項第十一号	地方税法第七十二条の七十六	平成二十八年地方税法等改正法附則第六条第四項の規定により読み替えられた地方税法第七十二条の七十六
	並びに前年度の法人事業税交付金の交付額の算定に用いた	、当該年度における
	市町村の従業者数	市町村の従業者数並びに当該市町村の市町村民税の法人税割額

附則第三十八条に次の一項を加える。

5　平成三十四年度分の地方交付税に係る三十二年新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	同法第七十二条の七十六	地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第六条第四項の規定により読み替えられた地方税法第七十二条の七十六

		地方税法第七十二条の七十六
第三項の表市町村の項第十一号	数値並びに	平成二十八年地方税法等改正法附則第六条第四項の規定により読み替えられた地方税法第七十二条の七十六
	市町村の従業者数	数値、市町村の従業者数並びに当該市町村の市町村民税の法人税割額

附則第四十条第一項中「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に改め、「年度分の」の下に「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第一条第五号の四に掲げる規定による改正前の地方税法に規定する」を加え、同条第二項中「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「自動車税又は」を「三十一年旧法に規定する自動車税若しくは自動車税種別割（」を「旧自動車税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第一条第五号の四に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この項において「改正前地方税法」という。）に規定する自動車税をいう。次項において同じ。）若しくは自動車税種別割」と、「を「旧軽自動車税（改正前地方税法に規定する軽自動車税をいう。次項において同じ。）若しくは軽自動車税種別割」と、「に、「自動車税若しくは自動車税種別割又は」を「旧自動車税若しくは自動車税種別割」と、「軽自動車税若しくは軽自動車税種別割」とする」を「旧軽自動車税若しくは軽自動車税種別割」とする」に改める。

附則第四十八条のうち特別会計に関する法律附則第十一条第二項の改正規定中「平成三十年七月三十一日」を「平成三十三年一月三十一日」に、「平成三十年八月」を「平成三十三年二月」に改める。

附則第五十条中「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に改める。

附則第五十一条中「平成三十年度」を「平成三十二年度」に改める。

附則第五十三条中「平成二十八年度以前の年度分の自動車税を」を「平成三十一年度以前の年度分の三十一年旧法に規定する自動車税を」に、「これらの規定」を「同条第一項」に、「平成二十八年度以前の年度分の自動車税」を「平成三十一年度以前の年度分の旧自動車税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第一条第五号の四に掲げる規定による改正前の地方税法に規定する自動車税をいう。次項において同じ。）」に、「とする」を「と、同条第二項中「自動車税種別割」とあるのは「平成三十一年度以前の年度分の旧自動車税又は自動車税種別割」とする」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（自動車税及び軽自動車税の環境性能割に係る措置）

2　自動車税の環境性能割の非課税又はそれぞれの税率を定める規定の適用を受ける自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車のうち、同法第三条に規定する普通自動車及び同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のものをいう。以下この項において同じ。）及び軽自動車税の環境性能割の非課税又はそれぞれの税率を定める規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車（同条に規定する軽自動車をいう。以下この項において同じ。）の範囲については、平成三十年度中に、自動車及び三輪以上の軽自動車に係る環境への負荷の低減に関する技術開発の動向、地方財政への影響等を勘案して見直しを行い、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　石井　啓一